

## (参考) 省令・告示の制定/改正/廃止案件一覧

※&lt;&gt;内の日付は、公布日（官報掲載日）

## 【制定案件】

&lt; 3月 18日 &gt;

①モバイルバッテリーの製造等の事業を行う者の使用済モバイルバッテリーの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和8年経済産業省・環境省令第2号）	使用済モバイルバッテリーの自主回収・再資源化に関する判断基準
②携帯電話用装置の製造等の事業を行う者の使用済携帯電話用装置の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和8年経済産業省・環境省令第3号）	使用済携帯電話の自主回収・再資源化に関する判断基準
③加熱式たばこデバイスの製造等の事業を行う者の使用済加熱式たばこデバイスの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和8年財務省・経済産業省・環境省令第1号）	使用済加熱式たばこデバイスの自主回収・再資源化に関する判断基準

&lt; 3月 19日 &gt;

①ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和8年経済産業省令第8号）	ユニット形エアコンディショナへの再生プラスチックの利用に関する判断基準
②テレビ受像機の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和8年経済産業省令第9号）	テレビ受像機への再生プラスチックの利用に関する判断基準
③電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和8年経済産業省令第10号）	電気冷蔵庫への再生プラスチックの利用に関する判断基準
④電気洗濯機の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和8年経済産業省令第11号）	電気洗濯機への再生プラスチックの利用に関する判断基準
⑤プラスチック製容器包装の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和8年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第2号）	プラスチック製容器包装への再生プラスチックの利用に関する判断基準
⑥資源の有効な利用の促進に関する法律第二十三条第一項に規定する計画及び同法第二十四条に規定する定期の報告に関する省令（令和8年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）	再生プラスチック利用に関する計画・定期報告の提出方法

⑦自動車の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和8年経済産業省令第7号）	自動車への再生プラスチックの利用に関する判断基準
⑧資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第二号チの特殊の用途に使用する自動車进行定める省令（令和8年経済産業省令第12号）	規制対象とする自動車から除外する特殊用途車

< 3月23日 >

○使用済指定再資源化製品の自主回収・再資源化事業計画の認定等に関する省令（令和8年財務省・厚生労働省・経済産業省・環境省令第1号）	自主回収・再資源化事業計画の認定等のための基準
---	-------------------------

< 3月25日 >

○資源有効利用・脱炭素化促進設計指針（令和8年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号）	環境配慮設計の認定を受けるに当たって事業者が目指すべき事項
--	-------------------------------

< 3月27日 >

○資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する省令（令和8年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）	対象指定製品の設計について、主務大臣の認定を受けるために必要な申請手続及び設計調査を行う指定調査機関への指定の申請に係る手続等の細則
---	--

< 3月30日 >

○資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第一号に規定するプラスチック製容器包装に関する省令（令和8年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第4号）	規制対象とするプラスチック製容器包装から除外するもの
---	----------------------------

## 【改正案件】

< 3月24日 >

①事務用機の製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和8年経済産業省令第13号）	事務用機の修理事業者及び賃貸事業者に対する使用済物品等の発生抑制に関する判断基準の追加
②棚の製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和8年経済産業省令第14号）	棚の修理事業者及び賃貸事業者に対する使用済物品等の発生抑制に関する判断基準の追加
③回転いすの製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和8年経済産業省令第15号）	回転いすの修理事業者及び賃貸事業者に対する使用済物品等の発生抑制に関する判断基準の追加
④収納家具の製造の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和8年経済産業省令第16号）	収納家具の修理事業者及び賃貸事業者に対する使用済物品等の発生抑制に関する判断基準の追加

< 3月26日 >

①ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和8年経済産業省令第20号）	ユニット形エアコンディショナの修理事業者及び賃貸事業者に対する使用済物品等の発生抑制に関する判断基準の追加
②テレビ受像機の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和8年経済産業省令第21号）	テレビ受像機の修理事業者及び賃貸事業者に対する使用済物品等の発生抑制に関する判断基準の追加
③電気洗濯機の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和8年経済産業省令第22号）	電気洗濯機の修理事業者及び賃貸事業者に対する使用済物品等の発生抑制に関する判断基準の追加
④電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和8年経済産業省令第23号）	電気冷蔵庫の修理事業者及び賃貸事業者に対する使用済物品等の発生抑制に関する判断基準の追加
⑤複写機の製造等の事業を行う者の再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和8年経済産業省令第24号）	複写機の修理事業者及び賃貸事業者に対する再生部品の利用促進に関する判断基準の追加

< 3月31日 >

○資源の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する件（令和8年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）	法令改正内容について基本方針への反映等
---	---------------------

**【ハネ改正案件】** < 3月17日 > ※法改正に伴う条ズレ・文言修正等

- ①脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・農林水産省・経済産業省関係省令の整理に関する省令（令和8年度財務省・農林水産省・経済産業省令第1号）
- ②脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係省令の整理に関する省令（令和8年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）
- ③脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令（令和8年度経済産業省令第6号）
- ④特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和8年度財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）

**【廃止案件】** < 3月17日 > ※新認定制度の制定に伴う旧認定制度に係る省令の廃止

- 使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令を廃止する省令（令和8年度厚生労働省・経済産業省・環境省令第2号）

※ e-GOV法令検索 (<https://laws.e-gov.go.jp/>) での掲載は各公布日に応じて時間差有り。